

原規放発第 2010231 号
令和 2 年 10 月 23 日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

放射線審議会会長 甲斐 倫明
(公印省略)

危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに船舶による放射性物質等の運送
基準の細目等を定める告示に係る放射線障害の防止に関する技術的
基準の改正について (答申)

令和 2 年 10 月 19 日付け国海査第 203 号をもって諮問のあった事項について
は、妥当である。

国 海 査 第 203 号
令和 2 年 10 月 19 日

放射線審議会
会長 甲斐 倫明 殿

国土交通大臣 赤羽 一嘉
(公印省略)

危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに船舶による放射性物質等の運送基準の
細目等を定める告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の
改正について (諮問)

危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和 32 年運輸省令第 30 号) 及び船舶による
放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示 (昭和 52 年運輸省告示第 585
号) に係る放射線障害の防止に関する技術的基準に関し別添のとおり改正を行
うことについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律 (昭和 33 年法律第
162 号) 第 6 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに船舶による放射性物質等の運送基準の
細目等を定める告示の改正要綱

令和 2 年 10 月 19 日

国土交通省海事局

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号。以下「規則」という。）及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和 52 年運輸省告示第 585 号。以下「告示」という。）について、以下の改正を行う。なお、本改正は、国際原子力機関における「放射性物質安全輸送規則」の改正を契機に、国際海事機関が改正を行った「国際海上危険物規程」に基づくものである。

1. 新規 7 核種※の数量限度の取入れ

新規 7 核種の放射性物質を輸送容器へ収納する場合の放射エネルギーの限度値を新たに規定。【告示の改正】

※ 新規 7 核種： ^{135m}Ba (56)、 ^{69}Ge (32)、 ^{193m}Ir (77)、 ^{57}Ni (28)、 ^{83}Sr (38)、 ^{149}Tb (65)、 ^{161}Tb (65) のことである。（括弧内は原子番号）

	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
原子番号	放射性物質の種類	特別形放射性物質等である場合の数量 (A_1 値) 単位 TBq	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量 (A_2 値) 単位 TBq	放射能濃度 単位 Bq/g	放射エネルギー 単位 Bq
28	^{57}Ni	6×10^{-1}	6×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
32	^{69}Ge	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
38	^{83}Sr	1×10^0	1×10^0	1×10^1	1×10^6
56	^{135m}Ba	2×10^1	6×10^{-1}	1×10^2	1×10^6
65	^{149}Tb	8×10^{-1}	8×10^{-1}	1×10^1	1×10^6
65	^{161}Tb	3×10^1	7×10^{-1}	1×10^3	1×10^6
77	^{193m}Ir	4×10^1	4×10^0	1×10^4	1×10^7

2. 大型の表面汚染物の海上輸送要件の取入れ

原子炉における機器の交換及び解体等で生じる大型の表面汚染物質であって容器に収納できないものについて、非梱包のまま海上輸送が可能な線量等の要件を新たに規定。

- ① 当該汚染物を集積して輸送する場合において、その表面から3メートル離れた位置における最大線量当量率が毎時10ミリシーベルトを超えず、かつ、放射能の量が原則A2値の100倍（湖川港内のみを航行する場合にあっては、A2値の10倍）を超えないこと。【告示の改正】
- ② 海上輸送が可能な放射線密度を以下の表のとおり規定。【告示の改正】

密度 単位 Bq/cm ²	接近不可能な表面	外表面
アルファ線を放出する場合	80×10 ³ 以下	4×10 ⁻¹ 以下
アルファ線以外を放出する場合	800×10 ³ 以下	4以下

3. その他

危険物輸送の際に行う輸送手段表面及び表面から2メートル離れた位置の線量当量率測定の対象から船舶が除外されたことに伴い、船舶に係る測定の規定を廃止。【省令の改正】